

アドバンス評価基準 新旧対照表

		(公財)日本非営利組織評価センター 基準の修正案(28基準)	
現行の基準(27基準)			
I. 学びと創造		I. 学びと <b>価値創造</b>	
項目1 受益者本位の視点によるニーズの把握と改善		項目1 ニーズの把握と <b>活動</b> の改善	
1	解決しようとする社会的課題と組織課題に関して、第三者や受益者、市民から意見を聴くための仕組みや機会を設け、参考にしている。	1	<b>社会課題</b> に関して、第三者や受益者、市民等から意見を聴くための仕組みや機会を設け、 <b>活動</b> の参考にしている。
2	外部からの要望や提案、苦情について、日常業務や活動の中で適切に対応するとともに、それらを参考にしながら事業や組織運営の改善に取り組んでいる。	2	外部からの要望や提案、苦情について、 <b>内部で情報共有</b> し日常業務や活動の中で適切に対応するとともに、それらを参考にしながら事業や組織運営の改善に取り組んでいる。
項目2 課題の共有と改善・創意工夫、および人材の育成		項目2 <b>業務執行と人材育成</b>	
3	業務執行の意思決定について、内部の関係者で事前に情報共有、議論がなされた上で決裁手続きを行い、決定内容を関係する役職員に情報共有している。	3	業務執行の意思決定について、内部の関係者で事前に情報共有、議論を <b>行った</b> 上で <b>内部ルールに基づき意思決定</b> を行い、 <b>その</b> 内容を関係する役職員に情報共有している。
4	主たる事業について、達成に必要な情報や課題が関係者で共有され、事業達成に向けた課題の改善や創意工夫に取り組んでいる。	4	<b>事業達成に向けて</b> 必要な情報や <b>問題</b> を関係者で共有し、 <b>事業</b> の改善や創意工夫に取り組んでいる。
5	情報共有や振り返り、改善の一連のプロセスに基づくOJT等で人材育成を行うとともに、外部セミナー等により研修の機会を職員に提供している。	5	<b>組織の持続的発展に向け、内部研修やOJTの実施、外部セミナーの受講促進等を通じて、役職員やボランティアのスキルアップや人材育成に取り組んでいる。</b>
		項目3 <b>事業計画と対応</b>	
19	組織ミッション・ビジョンに基づく、複数年度の中期計画あるいは、事業目標をもつとともに振り返りや評価を行っている。	6	組織ミッション・ビジョンに基づく、複数年度の中期計画を <b>策定している</b> とともに、振り返りや評価を行っている。
20	社会状況に柔軟に対応するため事業計画に記載されていない事業については、組織の中で適切に実施されている。	7	社会状況に柔軟に対応するため、 <b>必要に応じて、適切な手続きをとった上で</b> 事業計画に記載されていない事業にも取り組んでいる。
21	事業と組織運営における様々なリスクを把握し、対応する仕組みや体制を整備している。	8	事業における様々なリスクを把握し、対応する仕組みや体制を整備している。
項目3 社会への情報発信と啓発活動		項目4 <b>情報発信と啓発活動</b>	
6	社会的課題や活動に対する理解と共感が得られるよう、広く社会に向けて、働きかけや情報発信をしている。	9	<b>社会課題</b> や活動に対する理解と共感が得られるよう、広く社会に向けて、働きかけや情報発信を <b>行っている</b> 。
7	社会課題の解決のために、必要に応じ、国や企業、市民等に対し提案や情報提供を行っている。	10	社会課題の解決のために、必要に応じ、国や <b>自治体</b> 、企業、市民等に対し提案や情報提供を行っている。
II. 市民参加と連携・協働		II. 市民参加と <b>連携</b>	
項目4 市民参加		項目5 市民参加	
8	寄付や会員制度、ボランティア、イベント参加等を通じて、多くの市民が活動に参加できる機会を提供している。	11	寄付や会員制度、ボランティア、 <b>インターン</b> 、イベント等を通じて、市民が <b>団体や活動に参加・参画、または支援・協力</b> できる機会を提供している。
項目6 寄付		項目6 寄付	
12	個人、および法人からの寄付金の募集について、適切な情報を提供するとともに用途を明示している。	12	個人および法人からの <b>寄付募集</b> について、適切な <b>情報提供と用途の明示</b> を行うとともに、寄付者情報の <b>管理と寄付者への対応</b> を適切に行っている。
13	寄付者に対して、活動内容や成果、収支状況を含んだ寄付金に関する活動報告を、適切な時期と方法で行い、ウェブでも概要を公開している。	13	寄付者に対して、 <b>寄付金に関する活動報告と収支報告</b> を適切な時期と方法で行うとともに、 <b>組織のホームページやSNS</b> で概要を公開している。
項目5 連携・協働		項目7 <b>連携・協働</b>	
9	★ 地域の様々な主体、または、同じ社会的課題に取り組んでいる団体と連携・協働を行っている。	14	★ 地域の様々な主体、または同じ <b>社会課題</b> に取り組んでいる団体と連携・協働を行っている。
11	★ 必要に応じ、行政と積極的に情報交換し、連携・協働を行っている。	15	★ 必要に応じ、行政と積極的に情報交換し、連携・協働を行っている。

10★	必要に応じ、企業や助成財団から支援を得るとともに相互の関係を築いている。	16★	必要に応じ、企業や助成財団から支援を得るとともに相互の関係を築いている。
Ⅲ. 社会的責任と信頼		Ⅲ. 社会的責任と信頼	
項目7 人権尊重と環境への配慮		項目8 人権尊重と環境配慮	
14	組織としての行動規範を明確にし、役職員は事業や組織運営において社会規範に即した倫理的な行動をしている。	17	人権を尊重し、組織としての行動規範を明確にし、役職員は事業や組織運営において社会規範に即した倫理的な行動をしている。
15	組織は環境に類する法令などの遵守とともに環境への負荷と環境への取組状況を把握し、事業や組織運営の中で反映させている。	18	持続可能な社会を目指して、環境に関する法令や規則等を遵守するとともに、環境負荷やその対策を把握し、日常業務や活動の中で環境に配慮した取り組みを行っている。
項目8 コンプライアンス		項目9 コンプライアンス	
16	理事と利益相反取引等を行おうとする時は、事前に議論を行い、適切に事務手続きを行う。	19	理事との利益相反について理解するとともに、利益相反取引等が発生する場合には、事前に確認をした上で、適切に事務手続きをとっている。
	【新設】	20	組織運営に関わるリスク管理として、関係する法令を遵守するとともに、法改正等の状況を把握し、対応を行っている。
17※	職員の労働条件・職場環境が適正に整備され、法令および所定の規定において適切に賃金を支給している。	21※	法令および就業に関する規定に基づき、職員の労働条件・職場環境を適正に整備し、適切に賃金を支給している。
Ⅳ. 自立と自律		Ⅳ. 自立と自律	
項目9 事業運営		領域 I に項目移動&統合	
項目10 リスクの管理		領域 I に項目移動&統合	
項目11 ガバナンス		項目10 ガバナンス	
	【新設】	22	社員総会／評議員会を組織の基本方針の決定機関として位置づけ、ガバナンス上、重要な役割を果たすために、社員／評議員が意思決定に適切に参加できるような運営を行っている。
18	役員(理事・監事)は、特定の団体、血縁関係に偏らない人々から構成されており、組織の中立性、公平性を維持している。	23	理事会は組織の中立性と公平性を維持した役員で構成され、組織の方向性や法人経営について健全な意思決定を行い、理事は職務上の責任を認識して、団体の運営に関わっている。
22	理事会は、組織の方向付け、自立の確保を含め、健全な意思決定を行っている。		
23	理事は、執行責任や善管注意義務(善良な管理者の注意義務)を認識して、団体の事業や会計の状況を把握している。		
24	監事は、監査責任や善管注意義務を果たすために、理事会に出席し理事の職務執行や財産の状況を監視している。	24	監事は職務上の責任を果たすために、独立した立場で、理事会に出席し理事の職務執行や財産の状況を把握し、会計監査と業務監査を行っている。
		項目11 規程と情報公開	
25	組織運営に必要な規程や規則等を理事会(または社員総会)の承認を得て策定している。	25	事業や組織運営に必要な規程や規則等を制定し、制定・改廃の際には理事会または社員総会／評議員会で承認している。
	【新設】	26	事務所に備え置くべき書類を整備し、定款に基づき貸借対照表を公告するとともに、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類・役員報酬を組織のホームページもしくは情報公開サイトで公開している。
項目12 財務と会計		項目12 会計と財務	
26	適正な会計処理を行うために、NPO法人会計基準に沿って、「財務諸表の注記」を含む財務諸表等を適切に作成している。	27	適正に会計処理を行うとともに、団体が採用している会計基準に沿って、「財務諸表の注記」を含む財務諸表等を適切に作成している。
27	組織経営の安定的継続を図ることを目的として、健全な資金調達や財務管理を行っている。	28	安定的な組織経営と活動の継続を図ることを目的として、健全な資金調達に取り組むとともに、適切に財務管理を行っている。
★印の基準について、団体が必要でない判断し、明確な理由がある場合、適用除外とする。			
※印の評価基準について、対象にならない場合は非該当とする。扱いは適用除外と同様にする。			